令和7~9年度びわこボート実況アナウンス業務委託契約書

滋賀県知事 三日月 大造(以下「甲」という。)と●●(以下「乙」という。)とは、令和7~9年度びわこボート実況アナウンス業務(以下「委託業務」という。)について、次のとおり委託契約を締結する。

(契約の目的)

- 第1条 甲は、本契約書および別添の「令和7~9年度びわこボート実況アナウンス業務仕様書」 に基づき、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は本契約の目的である委託業務を、履行期間内において履行し、または本契約の目的である成果物を履行期間の満了までに甲に納入し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

(善管注意義務)

第2条 乙は、委託業務の遂行に当たり、甲の指示および本契約の定めるところにより、善良な る管理者の注意をもってしなければならない。

(履行期間)

第3条 本契約に定める履行期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(契約履行の場所)

第4条 本契約の履行の場所は、次のとおりとする。

滋賀県総務部びわこボートレース局(びわこボート)

大津市茶が崎1番1号

(委託料)

第5条 委託業務に対する委託料は単価(日額)によることとし、下表に記載の金額とする。

本場レース開催日	金●●円
	(うち消費税および地方消費税の額 金●●円)

(委託料内訳書)

- 第6条 甲が必要があると認めるときは、乙は委託料内訳書を提出しなければならない。
- 2 委託料内訳書には、甲が指定した内容を記載するものとする。
- 3 委託料内訳書は、甲および乙を拘束するものではない。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、免除する。

(完了報告および検査)

- 第8条 乙は、各月の業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の業務完了報告書の提出があった場合には、その日から起算して10日以内に検査を行う。

(委託料の請求および支払)

- 第9条 乙は、前条に規定する検査の合格の通知を受けた後、書面をもって委託料の支払を請求 するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
- 4 前金払および部分払は、これを行わない。

(委託期間の延長)

- 第10条 乙は、委託期間内に委託業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰することができない ときは、甲は、相当と認める日数の委託期間の延長を認めるものとする。

(履行遅滞の違約金)

- 第11条 前条の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰すべきもので、 履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は違約金を付して履行期間を延長する ことができる。
- 2 前項の違約金は、委託料に対して履行期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 甲および乙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および挽失利益は含まれないものとする。

(契約不適合責任)

- 第14条 第8条の検査完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し(以下「修補等」という。)を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知ったときから1年以内に乙に対して通知した場合に限る。
- 2 甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合 の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前2項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

(契約内容の変更)

- 第15条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または成果物の納入を中止させる ことができる。この場合において、委託期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、甲 乙協議の上、書面によってこれを決めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の賠償額は甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

- 第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。
 - (1) 乙が、契約期限内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
 - (2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
 - (3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。
 - (4) 乙が、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定により、営業の停止を受け、または許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。
 - (5) 乙が、本契約の入札等にあたり談合その他不正の行為をしたとき。
 - (6) 乙、乙の役員等(乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められると き。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を もって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- カ アから才までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する などしていると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)または契約条項に違反したとき。
- 2 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に 相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

- 第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。
 - (1) 第15条の規定により、甲が成果物の納入または業務の履行を中止させようとする場合に おいて、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、または契約期間の2分の1以上に及ぶとき。
 - (2) 第15条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、委託料が3分の2以上減少することとなったとき。
 - (3) 甲が契約に違反したため、成果物の納入または業務の履行が不可能になったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(契約解除の場合における既納物件の取扱い)

第18条 第16条第1項または前条第1項の規定により契約を解除した場合において、成果物の納入または業務の履行部分があるときは、甲は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

(再委託の禁止)

- 第19条 乙は、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。 ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務 の一部を第三者に委託し、または請け負わせること(以下「再委託」という。)ができる。
- 2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要 な事項の報告書の提出を請求することができる。
- 3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うもの とする。

(業務従事者の労務管理)

第20条 委託業務の遂行に係る乙の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する 一切の指揮命令は、乙が行うものとする。なお、作業場所が甲の事務所内になる場合の乙の従 事者に係る服務規律等については、甲と乙が協議の上決定する。ただし、この場合にあっても、 委託業務の遂行に係る乙の従事者に対する指揮命令は、乙が行うものとする。 (検査、監督)

- 第21条 甲は、必要があると認める場合には、乙の委託業務に対する検査、監督または委託業 務の実施に係る指示を行うことができる。
- 2 乙は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

(進捗状況等の報告)

第22条 乙は、甲から委託業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第23条 甲および乙は、相手方から秘密と指定された事項および業務の履行に際し知り得た秘密(以下「秘密情報」という。)を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。なお、業務終了後も同様とするが、次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。
 - (1) 開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報
 - (2) 開示後、甲および乙の責めに帰することができない事由により公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (5) 秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報
- 2 乙は、前項の規定を遵守させるため、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 委託業務に係る甲の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を 取り扱う責任者および従事者に認識させること。
 - (2) 秘密情報を取り扱う責任者および従事者に、委託業務に従事する際に秘密保持についての誓約をさせ、秘密保持保証書(別紙①)を甲に提出すること。
- 3 前2項の規定は、再委託先において準用する。

(誓約書の提出)

第24条 乙は、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の趣旨に則り、第16条第1項第6号の規定に該当しないことの表明および確約のため、誓約書(別紙②)を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第25条 乙は、本契約の履行に当たり第16条第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(情報漏洩等の対応)

第26条 乙は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに甲に届け出て甲が指示する措置を講じなければならない。

(従業員教育)

- 第27条 乙は、乙の従事者に対して本契約の履行に必要な教育、啓発を行わなければならない。
- 2 乙は、乙の従事者に対して本契約書に定める事項を十分に説明し、秘密情報保持についての 教育を徹底しなければならない。

(事故等の報告)

- 第28条 乙は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること(以下「事故等」という。)を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

(権利の帰属等)

第29条 乙は、業務の履行または成果物において、第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。

(法令等の遵守)

第30条 乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第31条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を 第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(危険負担)

- 第32条 成果物の引渡し前に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品 についての損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。
- 2 成果物の引渡し後に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲の負担とする。

(運搬責任)

第33条 提供資料および納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(契約費用)

第34条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(作業時等の自動車の使用)

第35条 乙は、甲の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(その他)

- 第36条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところに よるものとする。
- 2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年●月●日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県知事 三日月 大造

Z ••• •••

秘密保持保証書

令和7年●月●日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造

住 所

商号または名称

印

代表者職・氏名

印

令和7~9年度びわこボート実況アナウンス業務の履行に際し、職務上知り得た個人情報等の 秘密情報を、現在の職にある時またはこの職を退いた後において、みだりに他人に知らせ、また は不当な目的に使用しない旨を、別添写しのとおり、従事者に誓約させていることを保証します。

(写)

秘密保持誓約書

商号または名称

代表者職・氏名

様

私は、令和7~9年度びわこボート実況アナウンス業務の職務上知り得た個人情報等の秘密情報を、現在の職にある時またはこの職を退いた後において、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しないことをかたく誓います。

令和7年●月●日

(従事者)

氏 名

印

誓 約 書

(あて先)

滋賀県知事

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員 または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、 下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に 利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和7年●月●日

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

<u>住</u>	所		
		〔法人、	団体にあっては法人・団体名、代表者名〕
(ふりがな	()		
氏	名		